

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

第1条 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第6条第2項中「指定管理者」を「生涯学習センター（大和市林間学習センターを除く。）の指定管理者」に、「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第7条第1項第1号中「第3条第3号から第5号まで」を「第3条各号」に改め、同条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第8条第3項中「大和市生涯学習センター」を「前2項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター」に改める。

第2条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

本則（第4条第1項及び第8条第2項を除く。）中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

第4条第1項中「又は大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用」を「若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用」に改める。

第6条第2項中「（大和市林間学習センターを除く。）」を削る。

第8条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「及び供用時間」を「、供用時間及び入出場可能時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの施設のうち、駐輪場に自転車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後9時45分までとする。

第13条第2項中「別表第3」の次に「及び別表第4」を加える。

別表第1 大和市林間学習センターの項を次のように改める。

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター	大和市中心林間一丁目3番1号
----------------------	----------------

別表第2中「生涯学習センター（大和市生涯学習センター及び大和市渋谷学習センターを除く。）」を「大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第13条関係）

1 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター会議室等利用料金の上限額

室名等		金額
会議室1		2時間につき 1,000円
会議室2		同 1,600円
会議室3		同 1,300円
会議室4		同 900円
会議室5		同 1,000円
多目的室	会議室6	同 1,500円
	会議室7	同 1,900円
	会議室8	同 1,500円
アリーナ	全面	同 3,600円
	2分の1面	同 1,800円
	個人利用	午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに 大人 250円 小人 100円 未就学者 無料

備考

- 1 利用(アリーナの個人利用を除く。)の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

2 附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

3 駐輪場利用料金の上限額

金額	1日1回の上限
360分までごとに100円	200円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐輪場から自転車を出場させていないため1回の駐車時間が2日以上にわたるときの駐輪場の利用料金は、次に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 入出場可能時間内の駐輪場の利用料金を1日ごとに算定した額
 - (2) 入出場可能時間を超過するごとに200円
- 2 第13条第1項の規定にかかわらず、駐輪場の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

第3条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「のうち、大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を削り、同条を第4条とする。

第7条第1項中「大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を「生涯学習センター」に改め、同条を第5条とする。

第8条第4項中「、大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては」を削り、同条第5項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第7条 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 大和市渋谷学習センターの休館日は、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(利用者資格等に関する登録)

第8条 生涯学習センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の利用者資格等に関する登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、公開の室等若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。

(1) 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある者

(2) その他指定管理者が管理上その登録を不適切と認めた者

3 指定管理者は、前項の規定により登録をしないときは、その理由を付して、直ちに、その旨を当該登録の申請をした者に通知するものとする。

第9条を次のように改める。

(登録の取消し)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。次条において同じ。)を使用し」を「を利用し」に、「使用者」を「利用者」に、「第4条」を「第8条」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に、「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第4号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「使用承認」を「指定管理者は、利用承認」に、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「第6項の規定により準用される第10条の規定により大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は」を「利用者は、利用する室等の区分に従い」に改め、同条第2項中「別表第3及び別表第4」を「別表第2から別表第6まで」に改め、同条第4項中「指定管理者は、前条第1項ただし書の規定に準じて」を「社会教育関係団体が本来の目的をもって利用する場合その他指定管理者が特に必要と認めた場合は」に改め、同条第6項を削り、同条を第12条とする。

第14条中「教育委員会(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにあつては指定管理者。以下この条及び第16条において同じ。)は、使用者」を「指定管理者は」に、「使用者等」を「利用者等」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用等」を「利用」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用者又は」及び「使用し、若しくは」を削り、同条を第14条とする。

第16条第1項中「使用者等」を「利用者等」に、「使用等を終った」を「利用を終えた」に改め、同条第2項中「使用者等」を「利用者等」に、「教育委員会」を「指定

管理者」に、「代って」を「代わって」に改め、同条第3項中「(第13条第6項において準用する場合を含む。)」を削り、「第14条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「使用者等」を「利用者等」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ（大）	同 1,500円
スタジオ（中）	同 600円
スタジオ（小）	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体（財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。以下同じ。）の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要しないものとし、当日に利用の承認を受けてから2時間の利用時間とする。

別表第3（第12条関係）

大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
会議室	2時間につき 600円
講習室	同 800円
集会室	同 1,200円
和室	同 600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

別表第4中「第13条」を「第12条」に改め、同表2 附属設備及び備品利用料金の上限額の表を削り、同表3 駐輪場利用料金の上限額の表備考第2項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同表を別表第4、2 駐輪場利用料金の上限額の表とし、別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第12条関係）

1 大和市渋谷学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
302スタジオ	2時間につき 900円
303スタジオ	同 1, 200円
304講習室	同 1, 200円
305講習室	同 1, 200円
306和室	同 900円
307会議室	同 900円
308会議室	同 900円
309講習室	同 1, 200円
310講習室	同 1, 200円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市渋谷学習センター多目的ホールの利用料金の上限額

利用日	金額
平日	2時間につき 4, 500円
日曜日、土曜日及び休日	同 6, 000円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を3, 000円以上徴収する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。ただし、当該団体が入場料等を3, 000円以上徴収する場合は、通常支払うべき利用料金に4を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金には、多目的ホールに付随する楽屋の分を含む。

別表第6（第12条関係）

附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び附則第4項から第8項までの規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例(以下この項において「新条例」という。)第13条第6項の規定により読み替えて適用される新条例第10条の規定による大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに係る利用の承認、新条例別表第4の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第2条の規定の施行前に行うことができる。
- 3 第3条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例(以下この項において「新条例」という。)第10条の規定による大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター及び大和市渋谷学習センターに係る利用の承認、新条例別表第3、別表第5及び別表第6の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第3条の規定の施行前に行うことができる。

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

- 4 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例

本則(第1条及び第2条を除く。)中「文化創造拠点」を「文化創造拠点等」に改める。

第1条中「文化創造拠点」という。)の次に「及びその関連施設」を加え、「文化創造拠点を」を「文化創造拠点等を」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる公の施設を加えたものをもって構成する。

- (1) 大和市つきみ野学習センター
- (2) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- (3) 大和市桜丘学習センター
- (4) 大和市渋谷学習センター

第19条第1項中「大和市文化創造拠点運営審議会」を「大和市文化創造拠点等運営審議会」に改める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 3 第9条から第18条までの規定は、第2条第2項(第2号を除く。)に掲げる施設については平成31年3月31日まで、同項第2号に掲げる施設については平成30年7月31日までの間は適用しない。
- 4 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、第2条第2項に掲げる施設について、最初に指定管理者の指定の手續等を行うときは、その施設ごとにこれを行うことができる。

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第4項の規定の施行の際、現に同項の規定による改正前の大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条の規定に基づく審議会の委員(以下この項において「旧審議会の委員」という。)である者は、改正後の大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員として委嘱された日から起算する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第56号及び別表第56号中「文化創造拠点運営審議会」を「文化創造拠点等運営審議会」に改める。

(やまと芸術文化ホール条例の一部改正)

- 7 やまと芸術文化ホール条例(平成26年大和市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第5条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

(大和市屋内こども広場条例の一部改正)

8 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に、「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第4条第2項及び第5条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

別表備考第5項中「文化創造拠点条例第2条第1号」を「文化創造拠点等条例第2条第1項第1号」に改める。